様式第3（第7条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　GEC第　　　　　　号

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

（二国間クレジット制度資金支援事業のうちシナジー型ＪＣＭ創出事業）

交付決定通知書

　（代表事業者名記載）　殿

20〇〇年 月 日付けGEC第 号で交付申請のあった令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（二国間クレジット制度資金支援事業のうちシナジー型ＪＣＭ創出事業）については、令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（二国間クレジット制度資金支援事業のうちシナジー型ＪＣＭ創出事業）交付規程（20 年 月 日GEC第 号｡以下｢交付規程｣という｡) 第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

　　　　　20 年 月 日

公益財団法人地球環境センター　理事長　下條 真司

記

1　事業名

2　補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、20 年 月 日付け交付申請書のとおりである。

3 補助基本額及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容を変更する場合において、補助　　　基本額又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。

　　　補助基本額　金　　　　　　　　　円　　補助金の額　金　　　　　　　　円

4　事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する補助金の額は、20 年 月 日付け交付申請書記載のとおりである。

5　交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。

6　補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（二国間クレジット制度資金支援事業）交付要綱(平成28年4月1日付け環地温発第16040125号)､二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（二国間クレジット制度資金支援事業）実施要領(平成28年4月1日付け環地温発第16040126号)及び交付規程に従わなければならない。

7 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の通知の日から15日以内とする｡

8　補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

9 本件責任者及び担当者の氏名､連絡先等

（1）責任者の所属部署・職名・氏名

（2）担当者の所属部署・職名・氏名

(3)連絡先(電話番号･Eメールアドレス)

以　上